

平成27年2月吉日

弁護士法人 三宅法律事務所主催 セミナー

「改正犯収法セミナー」のご案内

本セミナーは改正犯収法の施行に合わせた具体的な対応に重きを置いたセミナーです。

日 時 平成28年 3月 7日(月)午後6時30分～午後8時
平成28年 3月15日(火)午後6時30分～午後8時
各回の15分前より受付開始

場 所 弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所
(東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館9階)

募集定員 各回15名程度(申込者多数の場合は、先着順とさせていただきます。)

参加料 無料

申込方法 裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。
お申込みいただきましたら、受付・満員を問わずFAXにてご連絡差し上げておりますので必ず返信FAXをご確認ください。お申し込み後、2営業日経っても返信がない場合は、恐れ入りますが弊事務所までお問い合わせください。
一社につき複数名でお申込みの場合は、各人ご記入の上、それぞれFAXをお送りください。なお、同部課からのお申込みは、2名程度まででお願い致します。
また、12月から2月にかけて開催致しております、弊所主催の同セミナーにご参加の方もお申込みいただけますが、内容が重なる部分も多々ある予定ですので、ご了承ください。
準備の都合上、2月26日(金)までにお申込みいただければ幸いです。

講 師 弁護士法人 三宅法律事務所 パートナー弁護士 渡邊雅之

【プログラム】

1. 改正の背景(FATF第3次勧告の積み残し・第4次勧告)「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」報告書
2. 犯罪収益移転危険度調査書(案)の位置付け
3. 新たな特定取引(疑わしい取引・同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引、一の取引を分割して行われる取引)
4. 新たな高リスク取引(外国人PEPs):モデル書式提示
5. 実質的支配者の確認方法の変更:モデル書式提示
6. 代表者等(取引担当者)が取引の任にあっている事項の確認における社員証の確認の廃止
7. 写真のない本人確認書類の扱いの変更、個人番号カードの取扱い
8. 疑わしい取引の届出に関する判断方法:社内・行内規程の変更のポイント
9. コルレス契約締結時の確認方法
10. 取引時確認を的確に行うための措置
11. 経過措置

会場地図



東京都千代田区有楽町 1 - 7 - 1
有楽町電気ビルディング北館 9階
弁護士法人三宅法律所内会議室

J R 有楽町駅 日比谷口より徒歩 1分
東京メトロ千代田線、日比谷線、都営三田線
日比谷駅 A 3 出口より地下で直結

参加申込書 「改正犯収法セミナー」

弁護士法人 三宅法律事務所 宛 (F A X : 03-5288-1025)

貴社名	ふりがな	
連絡先 (T E L)		
(F A X)		
所属部署・役職名	ふりがな	
	参加者ご氏名	
ご希望の日に をお付けください。 複数 をつけられた場合は、こちらで決めさせていただきますのでご了承ください。		
3 / 7 (月)		3 / 15 (火)

セミナーH (H27 年度)

お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

企業内弁護士を除く弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、コンサルタント、マスコミの方、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。
詳細は、弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。

お問い合わせ先 : 03-5288-1021 (代表) (担当 : 野村・松原・吉野)